

改 正 案	現 行
<p>第五号の二様式</p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 届 出 書 (1)</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">発 行 者 印</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職氏名(2) 本店の所在の場所 連 絡 者 電 話 番 号 届出の対象とした募集又は売出し</p> <p>募集(売出)内国資産流動化証券の名称 募集(売出)内国資産流動化証券の金額(3) 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所</p> <p>名 称 所 在 地</p> <p>(本書面の枚数 表紙共 枚)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)</p> <p>第一部 証券情報</p> <p>1 社債</p> <p>(イ) 銘柄</p> <p>(ロ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等(4)</p> <p>(ハ)～(レ) (略)</p> <p>(<u>転換特定社債に関する事項</u>)</p> <p>(ウ) 転換の条件</p> <p>(エ) 転換により発行する優先出資の内容</p> <p>(オ) 転換請求期間</p> <p>(カ) 転換請求の受付場所及び取次場所</p> <p>(キ) その他</p> <p>(<u>新優先出資引受権付特定社債に関する事項</u>)</p> <p>(ク) 新優先出資引受権の内容</p> <p>(ケ) 新優先出資引受権の行使請求期間</p> <p>(コ) 新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所</p> <p>(サ) 新優先出資引受権の譲渡に関する事項</p> <p>(シ) 代用払込みに関する事項</p> <p>(ソ) その他</p>	<p>第五号の二様式</p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 届 出 書 (1)</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">発 行 者 印</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職氏名(2) 本店の所在の場所 届出の対象とした募集又は売出し</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>募集(売出)資産流動化証券の名称 募集(売出)資産流動化証券の金額(3) 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所</p> <p>名 称 所 在 地</p> <p>(本書面の枚数 表紙共 枚)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)</p> <p>第一部 証券情報</p> <p>1 社債</p> <p>(イ) 銘柄</p> <p>(ロ) 資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等(4)</p> <p>(ハ)～(レ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

2 特定優先出資証券

- (イ) 銘柄
- (ロ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等(4)
- (ハ)～(ニ) (略)
- (フ) 消却・併合に関する事項
- (リ) 単位未満優先出資に関する事項
- (ヌ) 発行の条件に関する事項
- (ル) 募集の方法
- (レ) 申込証拠金
- (ワ) 申込期間及び申込取扱場所
- (カ) 払込期日及び払込取扱場所
- (コ) 引受け等の概要(7)
- (ク) その他(8)

3 コマーシャル・ペーパー

- (イ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等(4)
- (ロ)～(リ) (略)

4 (略)

5 (略)

第二部 (略)

第三部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(3) (略)

(4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

a～d (略)

e 当該届出に係る資産流動化証券を発行する法人が、資産流動化法第2条第1項に規定する特定目的借入れを行っている場合には、借入金額、借入先、借入条件(利率及びその積算根拠を含む。)等当該特定目的借入れの内容を記載すること。

f 契約等において、当該届出に係る資産流動化証券について債権者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。

g 当該届出に係る資産流動化証券について、発行者が申込みにより格付(指定格付機関から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

h 資産流動化法第2条第4項に規定する資産流動化計画(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行日前に成立した同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下「旧資産流動化法」という。)第2条第2項に規定する特定目的会社にあつては、旧資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画)に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響

2 特定優先出資証券

- (イ) 銘柄
- (ロ) 資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等(4)
- (ハ)～(ニ) (略)
- (フ) 消却に関する事項
- (新設)
- (新設)
- (リ) 募集の方法
- (ヌ) 申込証拠金
- (ル) 申込期間及び申込取扱場所
- (レ) 払込期日及び払込取扱場所
- (ワ) 引受け等の概要(7)
- (カ) その他(8)

3 コマーシャル・ペーパー

- (イ) 資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等(4)
- (ロ)～(リ) (略)

4 (略)

5 (略)

第二部 (略)

第三部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(3) (略)

(4) 資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

a～d (略)

(新設)

e 契約等において、当該届出に係る資産流動化証券について債権者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。

f 当該届出に係る資産流動化証券について、発行者が申込みにより格付(指定格付機関から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

g 資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該届出書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。

を及ぼす可能性のあるもの（当該届出書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。

(5)~(13) (略)

(14) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要

- a 管理資産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称並びに主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産である場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称並びに主な内容を記載すること。
- b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても管理資産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、管理資産を構成する資産に係る記載について同じ。

(15) (略)

(16) 管理資産を構成する資産の内容

- a (略)
- b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、担保の内容等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸契約を締結した相手方（以下「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- c 管理資産を構成する資産がa又はbに掲げる資産に係る権利（hの信託受益権を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a又はbに掲げる事項）を記載すること。
- d 管理資産を構成する資産が有価証券（hの有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の返済方法及び利子の支払方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。
- e 管理資産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取リース料等）について具体的に記載すること。
- f 管理資産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権を設定している場合には、実施権者の氏名又は名称、実施権の範囲、対価の額等当該実施権の内容に関する事項を記載すること。

(5)~(13) (略)

(14) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要

- a 管理資産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称並びに主な内容を記載し、当該資産が不動産の場合には当該不動産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。
- b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても管理資産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、管理資産を構成する資産に係る記載について同じ。

(15) (略)

(16) 管理資産を構成する資産の内容

- a (略)
- b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格、担保の内容等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸契約を締結した相手方（以下「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- c 管理資産を構成する資産が債権又は不動産に係る権利（信託受益権を含む。）である場合には、当該権利につき、a又はbに準じて記載し、管理資産を構成する資産が債権、不動産又はこれらに係る権利以外の資産である場合には、当該資産の管理、運用及び処分内容等について具体的に記載すること。

(新設)

(新設)

(新設)

- g 管理資産を構成する資産が a から f までに掲げる資産以外の資産（h に掲げるものは除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じ a から f までに準じて記載すること。
- h 管理資産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受託者、委託者及び信託管理人（特定目的信託の受益権にあつては、代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容（当該財産が a から g までに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じ a から g までに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。
- i 管理資産を構成する資産に係る価格等の調査が行われている場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称、当該調査の結果及び方法の概要等について記載すること
- (17)～(18) (略)
- (19) 管理報酬等
- a 管理資産から支払われる報酬及び手数料の総額を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法及び支払時期を記載すること。
- b (略)
- (20)～(22) (略)
- (23) 証券所有者の権利
- a 証券所有者に対する利息金額又は配当金額又は消却金額の計算方法（その積算根拠を含む。）等について記載すること。
- b (略)
- (24) 管理資産を構成する資産の管理の概況
- a (略)
- b (略)
- c 当該資産流動化証券の管理資産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。
- (25)～(39) (略)

(新設)

(新設)

d 管理資産を構成する資産に係る価格等の調査が行われている場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称、当該調査の結果及び方法の概要等について記載すること。

(17)～(18) (略)

(19) 管理報酬等

a 管理資産から支払われる報酬及び手数料のうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法及び支払時期を記載すること。

b (略)

(20)～(22) (略)

(23) 証券所有者の権利

a 証券所有者に対する利息金額又は配当金額又は消却金額の計算方法等について記載すること。

b (略)

(24) 管理資産を構成する資産の管理の概況

a (略)

b (略)

(25)～(39) (略)

改 正 案	現 行
<p>第五号の三様式</p> <p>有 価 証 券 届 出 書 (1)</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p>平成 年 月 日提出</p> <p>発 行 者 名 代表者の役職氏名 本店の所在の場所 代理人の氏名又は名称(2) 印 署 名(3) 代理人の住所又は所在地 事務連絡者氏名(4) 連絡場所 電話番号 届出の対象とした募集又は売出し 募集(売出)外国資産流動化証券の名称 募集(売出)外国資産流動化証券の金額 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 名 称 所 在 地</p> <p>(本書面の枚数 表紙共 枚)</p> <p>(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)</p>	<p>第五号の三様式</p> <p>有 価 証 券 届 出 書 (1)</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p>平成 年 月 日提出</p> <p>発 行 者 名 代表者の役職氏名 本店の所在の場所 代理人の氏名又は名称(2) 印 署 名(3) 代理人の住所又は所在地 事務連絡者氏名(4) 連絡場所 電話番号 届出の対象とした募集又は売出し 募集(売出)資産流動化証券の名称 募集(売出)資産流動化証券の金額 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 名 称 所 在 地</p> <p>(本書面の枚数 表紙共 枚)</p> <p>(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)</p>
<p>第一部 証券情報</p> <p>1 社債</p> <p>(イ) 銘柄</p> <p>(ロ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等</p> <p>(ハ)～(ツ) (略)</p> <p>(<u>転換社債に関する事項</u>)</p> <p>(ツ) 転換の条件</p> <p>(ネ) 転換により発行する株式の内容</p> <p>(ナ) 転換請求期間</p> <p>(ウ) 転換請求の受付場所及び取次場所</p> <p>(ム) その他</p> <p>(<u>新株引受権付社債に関する事項</u>)</p> <p>(ウ) 新株引受権の内容</p> <p>(ニ) 新株引受権の行使請求期間</p> <p>(ノ) 新株引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所</p> <p>(オ) 新株引受権の譲渡に関する事項</p> <p>(ク) 代用払込みに関する事項</p> <p>(ヤ) その他</p>	<p>第一部 証券情報</p> <p>1 社債</p> <p>(イ) 銘柄</p> <p>(ロ) 資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等</p> <p>(ハ)～(ツ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

2 株式
(イ) 種類
(ロ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
(ハ)～(タ) (略)
3 コマーシャル・ペーパー
(イ) 外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
(ロ)～(ヌ) (略)
4 (略)
5 (略)
第二部 (略)
第三部 (略)
第四部 特別情報
外国資産流動化証券の様式(16)
(記載上の注意)
(略)

2 株式
(イ) 種類
(ロ) 資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
(ハ)～(タ) (略)
3 コマーシャル・ペーパー
(イ) 資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
(ロ)～(ヌ) (略)
4 (略)
5 (略)
第二部 (略)
第三部 (略)
第四部 特別情報
資産流動化証券の様式(16)
(記載上の注意)
(略)

改 正 案	現 行
<p>第五号の四様式</p> <p>有 価 証 券 届 出 書(1)</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日提出</p> <p>発行者 受託者 名称 代表者の役職氏名(2) [印] 本店の所在の場所 連絡者 印 電話番号</p> <p>原委託者 氏名又は名称 代表者の役職氏名(2) [印] 住所又は本店の所在の場所 連絡者 印 電話番号</p> <p>届出の対象とした募集又は売出し 募集(売出)内国資産信託流動化受益証券の名称 募集(売出)内国資産信託流動化受益証券の金額(3) 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 名 称 所 在 地</p> <p>(本書面の枚数 表紙共 枚)</p> <p style="text-align: center;">(日本工業規格 A 4 210 × 297ミリメートル)</p> <p>第一部 証券情報</p> <p>(1) 内国資産信託流動化受益証券の形態等(4)</p> <p>(2) 発行(売出)数</p> <p>(3) 発行(売出)価額の総額(5)</p> <p>(4) 発行(売出)価格(6)</p> <p>(5) 分配金の分配時期及び場所</p> <p>(6) 募集の方法</p> <p>(7) 申込単位</p> <p>(8) 申込期間及び申込取扱場所</p> <p>(9) 申込証拠金</p> <p>(10) 払込期日及び払込取扱場所</p> <p>(11) 引受け等の概要(7)</p> <p>(12) その他(8)</p> <p>第二部 特定信託財産情報</p>	<p>(新設)</p>

第1 特定信託財産の状況

1 概況

- (1) 特定信託財産に係る法制度の概要(9)
- (2) 特定信託財産の基本的性格(10)
- (3) 特定信託財産の沿革(11)
- (4) 特定信託財産の関係法人(12)

2 特定信託財産を構成する資産の概要

- (1) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要(13)
- (2) 特定信託財産を構成する資産の内容(14)
- (3) 特定信託財産を構成する資産の回収方法(15)

3 特定目的信託の仕組み

(1) 特定目的信託の概要

- (イ) 特定目的信託の基本的仕組み(16)
- (ロ) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項(17)
- (ハ) 原委託者の義務に関する事項
- (ニ) 信託権利等
- (ホ) その他

(2) 受益権(18)

(3) 受益証券の取得者の権利

4 特定信託財産を構成する資産の状況

- (1) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
- (2) 損失及び延滞の状況(19)
- (3) 収益状況の推移(20)

第2 特定信託財産の経理状況(21)

財務書類

- (1) 貸借対照表(22)
- (2) 損益計算書(23)
- (3) 附属明細表(24)

第3 証券事務の概要(25)

第4 その他(26)

第三部 受託者、原委託者及び関係法人の情報

第1 受託者の状況(27)

- (1) 受託者の概況
- (2) 事業の状況
- (3) 設備の状況
- (4) 経理の状況
- (5) その他(28)

第2 原委託者の状況(29)

(会社の場合)

- (1) 原委託者の概況
- (2) 事業の状況
- (3) 設備の状況
- (4) 経理の状況

(5) その他(28)

(会社以外の団体の場合)

- (1) 団体の沿革
- (2) 団体の目的及び事業の内容
- (3) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
- (4) 役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴

(個人の場合)

- (1) 生年月日
- (2) 本籍地
- (3) 職歴
- (4) 破産の有無

第3 その他関係法人の概況

- (1) 名称、資本の額及び事業の内容(30)
- (2) 関係業務の概要(31)
- (3) 資本関係(32)
- (4) 役員の兼職関係(33)
- (5) その他(34)

第四部 特別情報

内国資産信託流動化受益証券の様式(35)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難しいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(3) 募集(売)内国資産信託流動化受益証券の形態及び金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国資産信託流動化受益証券の形態及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有

価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。

- (4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等
 - a 記名・無記名の別を記載すること。
 - b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する総理府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。））から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。
- (5) 発行（売出）価額の総額
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。
- (6) 発行（売出）価格
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (7) 引受け等の概要
元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- (8) その他
 - a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産の振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
 - b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国資産信託流動化受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (9) 特定信託財産に係る法制度の概要
原委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務・責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。
- (10) 特定信託財産の基本的性格
当該特定信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該特定信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。
- (11) 特定信託財産の沿革
設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (12) 特定信託財産の関係法人
原委託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該内国資産信託流動化受益証券に信用補完等を行つている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。
- (13) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
 - a 特定信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称及び主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産の場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。
 - b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲

渡した者がいる場合には、当該保有資産についても特定信託財産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、特定信託財産を構成する資産に係る記載について同じ。

(14) 特定信託財産を構成する資産の内容

- a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本返済の方法及び利子支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。
- b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、担保の内容等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸契約を締結した相手方（以下「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- c 特定信託財産を構成する資産がa又はbに掲げる資産に係る権利（hの信託受益権を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a又はbに掲げる事項）を記載すること。
- d 管理資産を構成する資産が有価証券（hの有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の返済方法及び利子の支払方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。
- e 特定信託財産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取リース料等）について具体的に記載すること。
- f 特定信託財産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権を設定している場合には、実施権者の氏名又は名称、実施権の範囲、対価の額等当該実施権の内容に関する事項を記載すること。
- g 特定信託財産を構成する資産がaからfまでに掲げる資産以外の資産（hに掲げるものは除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じaからfまでに準じて記載すること。
- h 特定信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受託者、委託者及び信託管理人（特定目的信託の受益権にあっては、代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容（当該財産がaからgまでに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じaからgまでに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。

- (15) 特定信託財産を構成する資産の回収方法
特定信託財産を構成する資産に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。
- (16) 特定目的信託の基本的仕組み
当該資産信託流動化受益証券を組成する仕組みの概要（原保有者（特定信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。以下同じ。）、当該資産信託流動化受益証券に係る信託の原委託者及び受託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該資産信託流動化受益証券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）及び当該資産信託流動化受益証券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。
- (17) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項
- a 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに信託資産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。
- b 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃貸料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃貸料収入に対する割合として記載すること。
- c 当該内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記a及びbに準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。
- (18) 受益権
資産流動化法第169条第4号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権（以下「社債的受益権」という。）を定める場合は、一つの社債的受益権ごとの資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第 号）第30条第1号に規定する配当額の積算根拠及び同条第4号の元本の償還にあてる資金の調達方法を記載すること。
- (19) 損失及び延滞の状況
- a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに管理資産を構成する資産に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合の推移を記載すること。
- b 特定信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。
- c 有価証券届出書提出日が管理資産譲受日後1計算期間が経過する日前である場合には、信託資産を構成することとなつた原委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。
- (20) 収益状況の推移
有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。
- a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間にお

ける期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率。

b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率。

c 当該内国資産信託流動化受益証券の信託資産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(21) 特定信託財産の経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第1条に規定する中間財務諸表をいう。第十一号の四様式の記載上の注意(5)において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する総理府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

(22) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。第十一号の四様式の記載上の注意(6)において同じ。）をも記載すること。

(23) 損益計算書

a 最近2計算期間について記載すること。ただし、(22)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。第十一号の四様式の記載上の注意(7)において同じ。）をも記載すること。

b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、印を付記すること。

(24) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(25) 証券事務の概要

当該内国資産信託流動化受益証券に関し、次の事項を記載すること。

a 名義書換えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人（名称及び住所）及び手数料

b 証券所有者に対する特典

c 内国資産信託流動化受益証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容

d その他内国資産信託流動化受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(26) その他

当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(27) 受託者の状況

「(1) 受託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示

に関する総理府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(28)その他

- a 受託者、原委託者又は関係法人について、特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、営業譲渡及び営業譲受その他の重要事項について記載すること。
- b 特定信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。特定信託財産の信託業務以外の業務につき、特定信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者又は原委託者について、特定信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(29)原委託者の状況

原委託者が会社である場合、「(1) 原委託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(30)名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(31)関係業務の概要

特定信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(32)資本関係

届出会社及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(33)役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(34)その他

- a 特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、営業譲渡及び営業譲受その他重要事項について記載すること。
- b 特定信託財産の運営に関する関係業務以外の業務につき、特定信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。

(35)内国資産信託流動化受益証券の様式

当該内国資産信託流動化受益証券の様式、及び券面に記載される事項の内容について記載する。

改 正 案	現 行
<p>第五号の五様式</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 届 出 書(1)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日提出</p> <p>受託者 名称 代表者の役職氏名(2) 本店の所在の場所 代理人の氏名又は名称(3) 印 署 名(4) 代理人の住所又は所在地 事務連絡者氏名(5) 連絡場所 電話番号</p> <p>原委託者 氏名又は名称 代表者の役職氏名(2) 本店の所在の場所 代理人の氏名又は名称(3) 印 署 名(4) 代理人の住所又は所在地 事務連絡者氏名(5) 連絡場所 電話番号</p> <p>届出の対象とした募集又は売出し 募集(売出)外国資産信託流動化受益証券に係るファンドの名称 募集(売出)外国資産信託流動化受益証券の形態及び金額(6) 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 名 称 所 在 地</p> <p>(本書面の枚数 表紙共 枚)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4 210 × 297ミリメートル)</p> <p>第一部 証券情報</p> <p>(1) 外国資産信託流動化受益証券の形態等(7) (2) 発行(売出)数 (3) 発行(売出)価額の総額(8) (4) 発行(売出)価格(9) (5) 分配金の分配時期及び分配場所 (6) 募集の方法 (7) 申込単位</p>	

- (8) 申込期間及び申込取扱場所
- (9) 申込証拠金
- (10) 払込期日及び払込取扱場所
- (11) 引受け等の概要(10)
- (12) その他(11)

第二部 特定信託財産情報

第1 特定信託財産の状況

1 概況

- (1) 特定信託財産に係る法制度の概要
- (2) 特定信託財産の基本的性格
- (3) 特定信託財産の沿革(12)
- (4) 特定信託財産の関係法人

2 特定信託財産を構成する資産の概要

- (1) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
- (2) 特定信託財産を構成する資産の内容
- (3) 特定信託財産を構成する資産の回収方法

3 特定目的信託の仕組み

(1) 特定目的信託の概要

- (イ) 特定目的信託の基本的仕組み
- (ロ) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項
- (ハ) 原委託者の義務に関する事項
- (ニ) 信託権利等
- (ホ) その他

(2) 受益権

(3) 受益証券の取得者の権利

(4) 情報開示の概要(13)

4 特定信託財産を構成する資産の状況

- (1) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
- (2) 損失及び延滞の状況
- (3) 収益状況の推移

5 財務書類(14)

(1) 貸借対照表(15)

(2) 損益計算書(16)

(3) 利益処分計算書（又は損失処理計算書）

(4) 附属明細表(17)

6 証券所有者に関する事項

(1) 証券の上場等に関する事項(18)

(2) 課税上の取扱い(19)

(3) 為替管理上の取扱い(20)

(4) 本邦における代理人(21)

(5) 裁判管轄等(22)

第2 証券事務の概要

第3 その他

第三部 受託者、原委託者及び関係法人の情報

第1 受託者の状況(23)

- (1) 受託者の概況
- (2) 事業の状況
- (3) 設備の状況
- (4) 経理の状況
- (5) 監督官庁の概要(25)
- (6) その他

第2 原委託者の状況(24)

(会社の場合)

- (1) 原委託者の概況
- (2) 事業の状況
- (3) 設備の状況
- (4) 経理の状況
- (5) 監督官庁の概要(25)
- (6) その他

(会社以外の団体の場合)

- (1) 団体の沿革
- (2) 団体の目的及び事業の内容
- (3) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
- (4) 役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴
- (5) 監督官庁の概要(25)
- (6) その他

(個人の場合)

- (1) 生年月日
- (2) 本籍地
- (3) 職歴
- (4) 破産の有無

第3 その他関係法人の概況

- (1) 名称、資本の額及び事業の内容
- (2) 関係業務の概要
- (3) 資本関係
- (4) 役員の兼職関係
- (5) 監督官庁の概要(25)
- (6) その他

第四部 特別情報

外国資産信託流動化受益証券の様式(26)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により

- 、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- e 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- f 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- g この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- h 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- i 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第五号の四様式の「記載上の注意」(1)bに準じて記載すること。
- (2) 代表者の役職氏名
- a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
- b 会社設立の場合にあつては、発起人全員の氏名を記載すること。
- (3) 代理人の氏名又は名称
- 本邦内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。
- (4) 署名
- 代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。
- (5) 事務連絡者氏名
- 本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受ける者の氏名を記載すること。
- (6) 募集（売出）外国資産信託流動化受益証券の形態及び金額
- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国資産信託流動化受益証券の形態及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。
- (7) 外国資産信託流動化受益証券の形態等
- a 記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。
- b 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、届出会社の申込により格付（指

定格付機関から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(8) 発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。

(9) 発行(売出)価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(10) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(11) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国投資信託証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(12) 信託資産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更、当該資産信託流動化証券の証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(13) 情報開示の概要

特別目的法人の設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主に対する開示(公告を含む。)及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。

(14) 財務書類

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する総理府令第3条に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)は該当する財務書類の直前に添付すること。

b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

d 財務書類は、財務諸表等規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

(15) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。

(16) 損益計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。
 - b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、 印を付記すること。
- (17) 附属明細表
最近計算期間について記載すること。
- (18) 証券の上場等に関する事項
当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券が証券取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは証券会社等が当該有価証券の値付けを行つている場合には、当該証券取引所又は当該金融機関若しくは証券会社等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。
- (19) 課税上の取扱い
利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。
- (20) 為替管理上の取扱い
利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- 。
- (21) 本邦における代理人
本邦内に住所を有する者であつて、裁判上及び裁判外において当該外国資産信託流動化受益証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。
- (22) 裁判管轄等
当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (23) 受託者の状況
「(1) 受託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (24) 原委託者の状況
原委託者が会社の場合、「(1) 原委託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (25) 監督官庁の概要
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
- (26) 外国資産信託流動化証券の様式
当該外国資産流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。